

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状

本市の人口は少子高齢化の影響から、増加からほぼ横ばいへと推移してきたが、中心市街地では大幅な減少傾向にあり、特に中心市街地活性化区域の主要地区における減少が顕著になっている。

その一因として、戸建て住宅を望む世帯が経済的な理由などから、地価の安い郊外に宅地を求める傾向により、市街地が拡散していることが挙げられる。これは、市街地の空洞化ひいては都市運営の非効率化にもつながっている。

また、中心商店街の衰退等により、空き地・空き店舗が増加するとともに、職住分離の生活形態が進行してきたことも、大きな要因となっている。なお、当地区は戦後間もなく建設された建築物も多く残っており、景観・環境・防災の面でも問題を抱えている。

一方、中心市街地に対する市民意向としては、生活利便施設の充実や歴史・文化があり、街並み・景観の美しさを高く評価しており、住み続けたいという街なか居住に対するニーズが高くなっている。

(2) 街なか居住推進のための事業の必要性

今後到来する急激な少子高齢社会への対応と効率的な都市運営のため、都市機能が集積する中心市街地の居住環境を整備し、安心・安全な街なか居住を促進するとともに、景観の改善や防災のため老朽化した建物の建替え促進等を進める必要がある。

このことから、以下の事業を基本計画に位置づける。

◎共同住宅の整備：都市型共同住宅整備推進事業（優良賃貸住宅整備促進、共同住宅供給促進、民間共同住宅再生促進）、（仮称）稲生プラザ・イースト整備事業

◎街なか居住の支援：街なか定住促進事業

◎居住環境の安全性向上：セーフコミュニティ推進事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間中の毎年度、進捗状況について検証を行い、計画の見直し及び改善措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 都市型共同住宅整備促進事業</p> <p>○事業内容： (優良賃貸住宅整備促進) ・建設補助 ・家賃補助</p> <p>(共同住宅供給促進) ・補助(調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費)</p> <p>(民間共同住宅再生促進) ・解体除却補助</p> <p>○実施時期： 平成22～26年度</p>	市	<p>(優良賃貸住宅整備促進) 民間事業者が実施する優良な賃貸共同住宅の整備等に要する費用や、入居者の家賃軽減に対して補助を行う。 同住宅では主な対象入居者を、子育て世帯や高齢者世帯とし、地域コミュニティの再形成のため必要な事業である。 (共同住宅供給促進) 民間事業者が実施する共同住宅の整備等に要する費用に対して補助を行う。 同住宅には、居住者等が利用する都市福利施設を併設し、地域の福利向上とともに、地域コミュニティの強化を図る。 民間活力を活用し、街なか住宅の供給を推進することで、市街地の人口増加のため必要な事業である。 (民間共同住宅再生促進) 中心市街地活性化区域内において、賃貸共同住宅の建て直しを行う民間事業者に対して、建物の解体除却費の補助を行う。 老朽化した建物の再整備による景観向上と、空部屋の解消により街なか居住の促進を図るため必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>○事業名 街なか定住促進事業</p> <p>○事業内容： 若年子育て世帯定住支援 ・家賃補助 ・50世帯</p> <p>○実施時期： 平成21～26年度</p>	市	<p>中心市街地活性化区域内の民間賃貸住宅に転居、転入する若年世帯もしくは子育て世帯に対し、家賃補助を行う。 各住宅整備事業と連携し、一体的に進めることで街なかへの定住効果の向上を狙う。 若年・子育て世代を中心市街地へ呼び込み、市街地で減少傾向にある若者や子どもの人口増加や定住を図ることで、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： （仮称）稲生プラザ・イースト整備事業</p> <p>【6・7丁目B地区整備】再掲</p> <p>○事業内容： 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上6階 ・延床面積 約4,680㎡ ・1～2階商業施設 ・3～6階住宅施設 (40戸) <p>賃貸共同住宅を建設する。</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	<p>まちづくり稲生(株)</p>	<p>稲生町5・6丁目街区において、商業施設と共同住宅、くつろぎ広場や市民ギャラリーを併設した商業住宅複合施設整備を行う。</p> <p>商業施設には地域住民の生活を支え、利便をもたらす機能性及び日常性の高い商業機能を具えるとともに、優良な賃貸住宅の供給を行う。</p> <p>商業テナントの増加や街なか居住を促進するとともに、広場やギャラリーを併設することにより、市民及び観光客等の回遊性、快適性を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>○事業名： セーフコミュニティ推進事業</p> <p>○事業内容： ・セーフコミュニティアクションプランによる事業実施・検証</p> <p>○実施時期： 平成22～26年度</p>	<p>市</p>	<p>行政や組織、団体、住民などの協働で事故等によるけが、犯罪、暴力、自殺などを予防し、その方法を科学的な視点から確認し、改善につなげていく取組みを実施する。</p> <p>街なか居住の推進を図るうえで、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進し、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	